

[大阪市総合トップ](#) ▶ [報道発表資料一覧](#) ▶ [東成区報道発表資料\(2015年7月\)](#) ▶

【報道発表資料】東成区役所窓口サービス課における出生届の紛失について ▶

報道発表資料 東成区役所窓口サービス課における出生届の紛失について

[2015年7月24日]

問合せ先：東成区役所窓口サービス課（06-6977-9961）

平成27年7月24日 14時発表

大阪市東成区役所窓口サービス課において、昭和46年に届出のあった外国籍の方の出生届を紛失していることが判明しました。個人情報紛失という事案が発生したことにつきまして、深く反省するとともに、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし市民の皆様のご信頼を損ねることとなったことに対しまして深くお詫び申し上げます。

1 概要と事実経過

平成27年7月15日（水曜日）の午後4時頃、生野区役所に外国籍のA氏から委任された行政書士が来庁され、帰化手続きのためにA氏の「出生届記載事項証明書」の発行依頼がありました。A氏の出生届出地が東成区であったため、生野区役所からの連絡により、当区が専用端末で出生届の検索を行いました。該当がありませんでした。そこで、行政書士に再度確認し、昭和46年の戸籍届出にかかる「受附帳」を検索したところ、A氏の出生届を受付けた旨の記載はありましたが、昭和46年の「外国人に関する届書綴」に当該出生届は綴じられていませんでした。念のため、当区が保管する昭和46年前後の年度を含む他年度の届書綴等に誤って綴じられていないかを調査しましたが、発見に至りませんでした。

外国籍の出生届書は、外部へ持ち出すことのない区役所内で管理されている書類であり、昭和46年の「受附帳」にA氏の出生届受付の記載があるものの、同年の「外国人に関する届書綴」に綴じられておらず、他年度の届書綴等にも綴られた形跡がないことから、A氏の出生届を誤って廃棄してしまったものと思われ、外部への個人情報漏えいの可能性は低いと考えられます。

2 事故発生後の対応

請求者である行政書士に「当該出生届が誤って廃棄されている可能性が高い」旨をお伝えするとともに、帰化申請に必要な書類につきましては、A氏に不利益が生じないよう関係先と相談し、対応させていただき旨をお伝えし、ご理解いただきました。また、A氏には、7月23日（木曜日）に行政書士を通じて事情をお伝えしました。

3 今後の再発防止策について

従前より、個人情報の漏えいや紛失防止には努めておりますが、今後も、届出書処理する際には複数の職員によるチェックを行うとともに、届書綴を廃棄する際には、保存すべき届出書が混入していないかを確認したうえで廃棄するなど、紛失の防止に努めてまいります。

[\[ページの先頭へ戻る\]](#)[サイトの使い方](#)[サイトの考え方](#)[個人情報の取り扱い](#)[著作権・免責](#)[地図](#)[ホームページ管理者](#)[市やホームページへのご意見](#)

大阪市役所（本庁）〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話: 06-6208-8181（代表） ▶ [地図](#)・[庁舎案内](#)

開庁時間: 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く）